

## 5月の市税ごよみ

20日 固定資産税第1期分の督促状の発送

6月1日 軽自動車税全期分の納期限

※督促状1通につき1000円の督促料と延滞金をいただきます。

※口座振替ご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

## 自動車税・軽自動車税の納期限は6月1日(月)です

自動車税・軽自動車税は、「車検時に納付すればよい税金」ではありません。必ず納期限の6月1日(月)までに納付してください。

昨年度まで「フジグラン西条」で開設していた「自動車税・軽自動車税の出張収納窓口」は、今年度から設置しませんので、ご注意ください。

### ■問合せ

○自動車税について  
東予地方局税務管理課

TEL0897-56-1300

○軽自動車税について

市庁舎本館納税課  
TEL0897-52-1278

## 市税の納付は口座振替が 便利で安心です

市税などの納付方法を口座振替にすると、自動的に納付されるので、納め忘れがなく便利で安心です。

口座振替の手続きは、預金通帳と通帳届出印を持って、各金融機関の窓口へお申し込みください。市が口座振替依頼書を受理した日の翌月以降から口座振替ができます。

### ■取扱金融機関

伊予銀行、周桑農業協同組合、西条市農業協同組合、愛媛銀行、東予信用金庫、広島銀行、愛媛信用金庫、香川銀行、百十四銀行、四国労働金庫、ゆうちょ銀行

### ■問合せ

市庁舎本館納税課

納税第2係

TEL0897-52-1279

## 会社等を退職した方の 国民年金の手続き方法

### 【種別変更の手続き】

20歳以上60歳未満の厚生年金・共済組合の加入者(国民年金の第2号被保険者)が離職した場合は、国民年金の第

1号または第3号被保険者となりますので、種別変更の手続きをしてください。

### ■種別変更の手続き方法

○第1号被保険者となる場合  
離職した本人が自営業者、学生、無職等となる場合は、国民年金の第1号被保険者となります。

年金手帳を持って住民票のある市区町村の担当窓口または社会保険事務所で手続きをしてください。(離職した人に扶養されている配偶者も同様の手続きが必要です)

○第3号被保険者となる場合

離職した本人が厚生年金・共済組合に加入する配偶者に扶養される場合は国民年金の第3号被保険者となります。

配偶者の勤務する事業所で加入手続きをしてください。

### ■失業による保険料免除

失業などで収入がなくなつた場合は、国民年金保険料が免除される場合があります。

免除の承認は被保険者・配偶者・世帯主の前年の所得を基準に決定されます。

保険料が免除された期間は将来受ける年金の受給資格期間(25年)に算入され、年金額にも一定の割合で算入されることとなります。

## ■保険料免除の手続き方法

年金手帳、印鑑(本人が署名する場合は不要)、失業していることが確認できる雇用保険受給資格者証などを持って、住民票のある市区町村の担当窓口で手続きをしてください。

### 【問合せ】

○新居浜社会保険事務所

TEL0897-35-1300

○市庁舎本館市民生活課

年金係  
TEL0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課

市民保険係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

## 銃砲刀剣類を発見した方は 登録手続きをしてください

銃砲刀剣類の登録手続きは偶数月の第3木曜日(祝日の場合は翌日)に、愛媛県庁で行っています。

銃砲刀剣類を新たに発見した場合は、最寄りの警察署へ発見の届出をしてから、登録手続きを行ってください。

### ■問合せ

県教育委員会文化財保護課  
TEL089-912-2976

## 5月12日(火)は 民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された地域住民の暮らしを支えるボランティアです。

市内では254名の民生委員・児童委員と43名の主任児童委員が各地域を担当し、相談活動、福祉サービス・制度の紹介などのほか、問題解決のために福祉事務所や児童相談所など関係行政機関とのパイプ役も務めています。

各委員には相談内容の秘密を守ることが義務付けられていますので、気軽にご相談ください。

### ■問合せ

○市庁舎別館社会福祉課  
総務福祉係

TEL0897-52-1288

○各総合支所市民福祉課

福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

